

飯能市散骨の実施に関するガイドライン

令和7年3月28日市長決裁

1 目的

このガイドラインは、飯能市における散骨と散骨場の基準等について必要な事項を定めることにより、生活環境への影響を考慮し、かつ公衆衛生等の見地から散骨が適切に行われることを目的とする。

2 用語の定義

本ガイドラインにおける用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 散骨 墓地、埋葬等に関する法律（以下「墓地埋葬法」という。）に基づき適法に火葬された後、その焼骨を粉状に砕き、墓地埋葬法が想定する埋蔵又は収蔵以外の方法で、陸地又は水面に散布し、又は投下する行為をいう。
- (2) 散骨場 散骨を行うための区域をいう。
- (3) 散骨事業者 業として散骨を行う者をいう。

3 散骨事業者が行う散骨

散骨事業者は、市内で散骨を行ってはならない。

4 散骨事業者以外が行う散骨

散骨事業者以外の者は、次の各号のいずれにも該当すると認められる散骨場に限って散骨をすることができる。

- (1) 散骨をする者又はその親族が所有する土地であること。
- (2) あらかじめ、隣地土地所有者から同意を得ていること。
- (3) 散骨場の境界線から河川又は湖沼までの水平距離がおおむね20メートル以上離れていること。
- (4) 散骨場の境界線から学校、保育所、病院、公園その他の公共施設及び住宅までの水平距離がおおむね100メートル以上離れていること。
- (5) 飲料水を汚染するおそれのない場所であること。
- (6) 公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められる場合であること。

5 散骨の届出

散骨を行おうとする者は、あらかじめ、その旨を様式第1号により市長に届け出なければならない。

6 散骨を行う際の関係者への配慮

散骨を行うに当たっては、近隣住民、周辺の土地所有者、林業及び漁業者等の

関係者の利益、宗教感情等を害することのないよう、十分に配慮すること。

7 指導、助言

市長は、このガイドラインに定めるもののほか、このガイドラインの施行に必要な限度において報告を求め、適切な措置をとるべく指導又は助言等を行う。

8 補足

このガイドラインの施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

このガイドラインは、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 号

年 月 日

(宛先) 飯能市長

散 骨 実 施 届

次のとおり市内で散骨を予定していますので、次のとおり届け出ます。

散骨の実施者	氏名	
	住所	
	電話番号	
散骨の対象となる死亡者（続柄）		（ ）
散骨の実施予定日		
散骨をする場所		
散骨場の所有者	氏名	
	住所	
	電話番号	
隣地土地所有者への説明状況		裏面のとおり

(裏)

隣地土地所有者への説明状況

氏名	住所	説明した日	同意 有無
	該当する土地の地番	説明の方法	
		年 月 日	あり
		訪問 電話 その他（ ）	なし
		年 月 日	あり
		訪問 電話 その他（ ）	なし
		年 月 日	あり
		訪問 電話 その他（ ）	なし
		年 月 日	あり
		訪問 電話 その他（ ）	なし
		年 月 日	あり
		訪問 電話 その他（ ）	なし
		年 月 日	あり
		訪問 電話 その他（ ）	なし
		年 月 日	あり
		訪問 電話 その他（ ）	なし
		年 月 日	あり
		訪問 電話 その他（ ）	なし
		年 月 日	あり
		訪問 電話 その他（ ）	なし
		年 月 日	あり
		訪問 電話 その他（ ）	なし
		年 月 日	あり
		訪問 電話 その他（ ）	なし
		年 月 日	あり
		訪問 電話 その他（ ）	なし
		年 月 日	あり
		訪問 電話 その他（ ）	なし
		年 月 日	あり
		訪問 電話 その他（ ）	なし
		年 月 日	あり
		訪問 電話 その他（ ）	なし